

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた 各教育委員会に対する緊急の対応要請について

令和8年1月14日
文部科学省

- 今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、
 - ①安全・安心であるべき学校における重大な暴力行為・いじめの発生や、
 - ②児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていないといった点への懸念が生じており、また、
 - ③SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれが広がっている。
- 児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について、取り組んでいただきたい。

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

- 各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと

②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

- 児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを、三学期中に、児童生徒に対して改めて指導いただきたいこと。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、その方針を学校内だけではなく、家庭や地域とも共有するなど、暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備いただきたいこと
- 首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備を進めていただきたいこと

③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと

○事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

④加害児童生徒への毅然とした対応

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

○あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行っていただきたいこと

⑤SNS等による投稿・拡散への対応

○認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応いただきたいこと。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと

○匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。②で実施をお願いした暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、三学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施いただきたいこと

今後の国の取組

- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催（今週中）
- その後、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、通知を発出